

「がん対策基本法案」に対する民主党の対応について

厚生労働ネクスト大臣 仙谷 由人

1. 経過

民主党の対応		与党の対応	
2/15	厚労部門会議を中心に作業チームを編成、法案内容を検討。		
3/15	厚労部門・子ども政策調査会で中間報告、『次の内閣』中間報告了承		
3/16-22	パブリックコメント実施。		
3/28	厚生労働部門会議にて了承。	3/25	公明党、「がん対策推進法案」(仮称)骨子案まとめる。
3/29	「次の内閣」にて了承。		
4/4	「がん対策基本法案」「小児医療緊急推進法案」「医療の安心・納得・安全法案」を医療制度改革関連法案の対案として衆院に提出。	4/1	与党、今国会に議員立法で共同提案する方針を固めるとの報道。
4/6	「がん対策基本法案」を除く二つの対案と一緒に政府案の趣旨説明が行われる。	4/11	与党がん対策推進に関するプロジェクトチーム発足。
4/12	衆議院厚生労働委員会にて医療制度改革法案審議入りするものの、がん対策基本法案の扱いが定まらず、民主党欠席。	5/12	与党がん対策推進PTを開き、「がん対策基本法案」(仮称)の要綱をまとめる。
5/18	医療制度改革法案、参院送付。	5/23	与党が「がん対策基本法案」を衆院に提出。
5/22	参議院本会議で山本孝史議員が医療制度改革関連法案の本会議質問。		
6/2 がん対策基本法案、衆委員会で審議入り。 仙谷厚生労働ネクスト大臣を中心に与党との話し合い開始。			
6/9 委員会提出法律案として「がん対策基本法案」が衆委員会において可決。			

2. がん対策基本法案について、民主党の考え方

(1) がん対策基本法案が成立することの意義は何か。

民主党の山本孝史議員が5月22日の参議院本会議において、自らががん患者であることを告白し、「がん対策基本法案」の一日も早い成立を訴えたことは記憶に新しい。

私が国会で日本のがん対策の遅れを指摘し、質的飛躍と前進を求めてから早くも4年がたつ。

がんは日本人の死亡原因の31%に上り、年間30万人以上もの患者が命を失っている。国家の意思として、「がんとの闘い」を本格的に開始することにより、できるだけ早く、がん治療に係る総合的対策を確立させることが急務であり、与野党を超えて大きな一歩を踏み出すことに、多くの国民が期待している。

(2) そもそもなぜ、「がん」だけを取り上げた法案が必要なのか。

日本のがん医療をとりまく状況が、日本の医療全体が抱える様ざまな問題を最も端的に示しているからである。民主党は、がん治療に対する総合的対策の着実な推進こそが、日本の医療提供体制総体を改善に導く突破口になるとの確信から、その第一歩として、国、地方公共団体の責務を定め、がん対策に総合的かつ一元的に取り組むための基本的枠組みを定める「がん対策基本法案」を今国会に提出した。がん対策の質的な飛躍を遂げるためには、その根拠となる基本法が必要不可欠である。

民主党が与党にさきがけて「がん対策基本法案」を提出し（4月4日）、審議を強く要求し続けた結果、自民党と公明党との間で温度差のあった与党も「がん基本対策法案」を提出（5月23日）、与野党の調整の結果、今回の可決にこぎつけることができた。

(3) 当初の民主党案と与党案とではどこが異なったのか。

「がん対策推進本部」について

民主党案では総理大臣を長とする「がん対策推進本部」を内閣府に設置するとしているが、与党案では、特に「政府」とするだけで、特定はしていない。公明党骨子案は民主党案と同じ考えだったが、与党案では現状と変わりがないので、法制定の意味が薄くなる。

民主党は「国民病」とも言えるがん対策は、省庁横断で一元的な体制のもとで取り組む必要があると力説してきた。例えば、大学病院でのがん専門医の養成は文部科学省管轄であり、厚生労働大臣がトップの推進母体では省庁間の連携及び実効性に欠く恐れがある。

「がん登録」について

民主党案では、国・都道府県が中心となって、すべてのがん患者を対象とした「がん登録」を実施することとしているが、与党案では国・地方公共団体が状況を把握し、分析するための取組を支援するとしており、法案において「がん登録」まで踏み込んでいない。

民主党は個人情報保護に配慮しつつ、患者の診療内容を政府がデータベース化し、治療研究に役立てる「がん登録」が必要と考えてきた。「がん登録」は、がん治療の地域間格差、施設間格差をなくし、全国どこに住んでいても、患者がその時点で最も効果が高いと科学的に証明された、質が高く、安全な標準治療を選択できる体制をつくるために不可欠な制度である。

がん対策推進基本計画の内容について

与党案にはその具体的内容が書かれていないが、民主党案では項目を列記している。

がん対策関連費用について

与党案は厚労省が実施してきたこれまでの「がん対策」を評価したうえで、条文化したに等しく、かかる対策関連費用も平成 18 年度の政府のがん対策予算 161 億円が念頭にあると考えられる。

民主党案はがん専門医養成、がん登録システムの構築を中心に約 500 億円の予算を想定しており、これは政府予算の 3 倍にあたる。法案成立後、がん対策予算をさらに上積みするとすれば、今年度は補正予算でも組まない限り難しい。

(4) 与野党間の調整を通じて、法案に民主党の考えがどのように反映されたのか。

自民党はそもそも がん対策基本法制定に否定的で、総理大臣を長とするがん対策推進本部、がん登録 の二点についてはいずれも受け入れられないという立場であり、与党案もその姿勢を色濃く反映していた。

そこで民主党は、「がん対策基本法案」の成立を最優先させ、与党案を前提としても、民主党の上記考え方が法案を貫かねばならないとの観点から、6 月 2 日から与野党の話し合いに入り、法案の書き換えのみならず、審議における大臣確認答弁も通じて、以下のことを確認した。

目的(第一条)について

与党案はこれまでのがん対策について、政府の取り組みを全面的に評価した書きぶりとなっていたが、調整の結果、これを民主党案の趣旨を反映させ、以下のとおりとなった(下線部が変更部分)。

(目的)

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたもの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対

策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

なお、当初の与党案は以下のとおりだった。大幅に書き換えられたことがわかりいただけるものと思う。

第一条 この法律は、我が国においてこれまでの取組により大きく進展し、多くの成果を収めてきたがん対策について、高齢化の進展等に伴い、その一層の充実を図ることの重要性が増大していることにかんがみ、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

「がん対策推進協議会」の設置について

民主党の掲げる「がん対策推進本部」とは異なるものの、がん対策の一元的な取り組みと省庁間の連携を推進するため、法案において「がん対策推進協議会」を厚生労働省設置法にもとづいて創設することとした。法案及び確認答弁において確認した事項は次のとおりである。

- ・「がん対策推進協議会」は、がん患者やその家族又は遺族を代表する者をも含む二十人で構成する。
- ・「がん対策推進基本計画」の作成にあたっては、この協議会に意見を聴く。
- ・基本計画は、閣議決定事項とする。
- ・基本計画は国会に報告されるとともに、インターネット等により公表される。
- ・厚生労働大臣が政府の関係省庁の大臣すべてに、がん対策の実施について、必要な要請ができるようにする。
- ・協議会の開催は来年4月の法施行後、できる限り早く開催する。

「がん登録」について

日本人に適合した標準治療法を定めるためには「がん登録」が不可欠である。そこで民主党は、法案第17条第2項にある「がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組」が民主党の想定する「地域がん登録事業」を指すのか否か、委員会質疑において質し、厚生労働大臣から「ご指摘のとおり、現在、一部の自治体で行われている地域がん登録事業を含む」との確認答弁を得た。

また、今後、地域がん登録事業を全国的に展開していくためには、新たな立法措置が必要ではないかとの問いに対して、厚生労働大臣から「地域がん登録事業を全国的に進めていくに当たっては、登録事項や分析方法等についての調整が必要であり、広く関係者の理解と協力を得ていく必要がある。今後、これらの状況を踏まえ、立法の必要性の有無についても検討していきたい。」との将来の足がかりとなる前向きな答弁を引き出した。

「がん対策推進基本計画」の内容について

政府が策定する「がん対策推進基本計画」の具体的な施策の内容について、法案

第12条から第18条の内容(がんの予防の推進、がん検診の質の向上等、専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等、がん患者の療養生活の質の維持向上、がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等、研究の推進等)を盛り込むべきとの民主党の質問に対して、大臣からその旨確認答弁を得た。

また、民主党が基本計画のひとつとして想定している「がん医療を提供する医療機関及びそれが提供するがん医療に関する客観的な評価の実施に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」に関する見解に対して、大臣からは今後の重要課題のひとつであるとの認識が示された。

3. 今後の対応

本法案はがん患者と家族の必死の要望に国会が応えたものである。民主党は参議院においてこの法案についての質疑を深め、成立を期すとともに、その実施について強い意思で思い切った予算を投入し、「がん対策基本法」に魂を入れることに注力し、安心・納得・安全の治療が国民のものとなるよう、なお一層努力する。